

発注関係事務の運用に関する指針について

平成27年2月

1. 運用指針の策定経緯
2. 運用指針の構成
3. 運用指針の主なポイント

1. 運用指針の策定経緯

- (1) 品確法改正の概要
- (2) 品確法基本方針改正の概要
- (3) 意見聴取及び調整の経緯

(1) 品確法改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

- H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
- H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
- H26.6.4
公布・施行

<背景> ダumping受注、行き過ぎた価格競争 現場の担い手不足、若年入職者減少
発注者のマンパワー不足 地域の維持管理体制への懸念 受発注者の負担増大

<目的> インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

改正のポイント : 目的と基本理念の追加

目的に、以下を追加

・現在及び将来の公共工事の品質確保 ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

基本理念として、以下を追加

- ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保 ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮 ・Dumping受注の防止
- ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

改正のポイント : 発注者責務の明確化

担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、
市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した
予定価格の適正な設定

不調、不落の場合等における見積り徴収

低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 発注者間の連携の推進 等

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

効果

- ・最新単価や実態を反映した予定価格
- ・歩切りの根絶
- ・Dumping受注の防止 等

改正のポイント : 多様な入札契約制度の導入・活用

技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減

地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注

若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力

国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)

国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

(2) 品確法基本方針改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（品確法基本方針）

改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）

品確法基本方針とは：品確法（ ）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （ ）公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

・各発注者が取り組むべき事項を追加

発注者の責務

- ・ 担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ ダumping受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・ 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

多様な入札契約方式の導入・活用

- ・ 技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

・受注者の責務に関する事項を追加

受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・ 技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・ 教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

・その他国として講ずべき施策を追加

- ・ 公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・ 中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・ 調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・ 発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

運用指針とは：発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針

- ・ 基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、国が作成
- ・ 国は、指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

(3) 意見聴取及び調整の経緯

平成26年6月4日 改正品確法 公布・施行

- ・国土交通本省幹部と市町村長が直接意見交換
- ・運用指針(骨子イメージ案)について、地方公共団体及び建設業団体等に説明・意見交換・意見照会

(地方公共団体： 247団体から1,042件の意見提出
 建設業団体等： 138団体から1,340件の意見提出)

平成26年9月30日 品確法基本方針 改正閣議決定

- ・運用指針(骨子案)について、地方公共団体及び建設業団体等に意見照会

(地方公共団体： 176団体から 753件の意見提出
 建設業団体等： 88団体から1,042件の意見提出)

平成27年1月30日 品確法運用指針 策定(関係省庁申合せ)

- ・運用指針の内容について周知徹底
 - 説明会の開催
 - 相談窓口の開設

平成27年4月1日 品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

2. 運用指針の構成

- (1) 運用指針の全体構成
- (2) 「指針本文」の構成

(1) 運用指針の全体構成

運用指針の関係資料は、「指針本文」「解説資料」「その他要領」により構成

資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
指針本文	国	品確法(第22条) 及び 基本方針 (閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の支援 発注関係事務の実施状況について、定期的に調査(結果はとりまとめ公表) 	<ul style="list-style-type: none"> 入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用
解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 (国土交通省)	「指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	<ul style="list-style-type: none"> 指針本文の理解・活用の促進 指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする(内容については、機動的に見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説 取組事項について実務面での参考となる事項
その他要領	各省庁 必要に応じて 適宜策定	「指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	<ul style="list-style-type: none"> 指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする(内容については、機動的に見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項

(2) 「指針本文」の構成

本指針の位置付けについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための**発注者共通の指針**。

発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの^()。

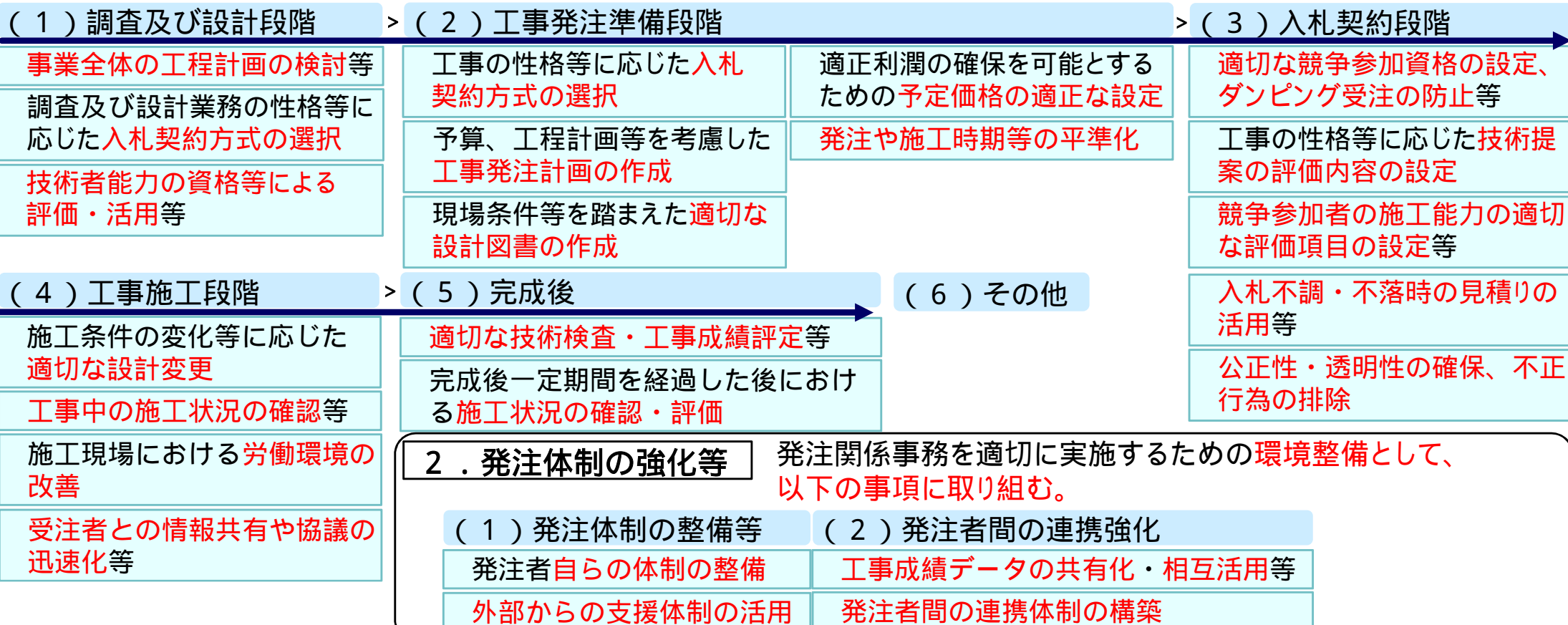
また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

^()例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、**発注関係事務**(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む)の各段階で、以下の事項に取り組む。



(2) 「指針本文」の構成

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、**工事の性格や地域の実情等に応じて**、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式を選択し**、又は**組み合わせて適用**するよう努める。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

	(1) 契約方式の選択	(2) 競争参加者の設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法の選択	(4) 支払い方式の選択	
概要	工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式	
	設計・施工一括発注方式				
	詳細設計付工事発注方式	指名競争入札	総合評価落札方式	総価契約単価合意方式	
	設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）				
	維持管理付工事発注方式				
	包括発注方式	随意契約	技術提案・交渉方式	コストプラスフィー契約・オープンブック方式	
	複数年契約方式				
	CM方式				
事業促進PPP方式	など		段階的選抜方式	など	
				単価・数量精算契約方式	など

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式
 - (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
 - (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
 - (4) 発注者を支援する方式
- など

その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、**具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料**を作成する。本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。

3. 運用指針の主なポイント

- (1) 「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」
- (2) 「担い手の育成・確保のための取組」と
「発注者の体制整備等に向けた取組」

(1) 「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反**すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求め**る。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせ**て適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、**標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用**することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の**手続の迅速化等**を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後**において**施工状況の確認及び評価**を実施する。

(2) 「担い手の育成・確保のための取組」と「発注者の体制整備等に向けた取組」

担い手の育成・確保のための取組

予定価格の適正な設定

- ・実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」は行わない（品確法第7条に違反）

ダンピング受注の防止

- ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底（これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。）

発注・施工時期の平準化

- ・建設工事の請負契約の原則(当事者の対等な合意)を踏まえた適正な工期の設定
- ・債務負担行為の積極的活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定
- ・発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

適切な設計変更

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等

現場の担い手の育成・確保

- ・豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮
- ・企業の地域精通度や技能労働者の技能等（登録基幹技能者）を評価
- ・賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携

多様な入札契約方式の選択・活用

- ・地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用

発注者の体制整備等に向けた取組

本指針の理解・活用

- ・本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成
 - 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応

職員の育成

- ・国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む

外部の支援体制の活用

- ・国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用
- ・国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進

発注者間の連携強化

- ・発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評定等の標準化・共有化及び相互利用を促進
- ・地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進

- ・一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用

➡ 発注関係事務の適切かつ効率的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現

最近の公共事業の円滑な施工確保対策に関する通知(1/2)

適正な工期の設定及び施工時期等の平準化について (H27.4.24付け 国交省)

事務連絡
平成27年4月24日

各都道府県主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)
各指定都市主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに（同法第7条第1項第4号）、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたところです。

今般、国土交通省においては、4月9日に成立した平成27年度政府予算から、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について、施工時期等の平準化も踏まえ、国庫債務負担行為により2箇年契約とする取組（2箇年国債の設定）を開始し、別添1のとおり、これを含めた適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組を徹底することとしましたのでお知らせします。

既に一部の地方公共団体においては、別添2のとおり、債務負担行為等を活用した施工時期等の平準化に取り組まれているところですが、各都道府県及び政令指定都市におかれましては、国土交通省等における取組及び別添3を参考としていただき、債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に取り組まれるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。

「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」について (H27.5.15付け 国交省)

事務連絡
平成27年5月15日

各地方整備局総務部契約課長
各地方整備局企画部技術管理（調査）課長 あり
各地方整備局営繕部技術・評価課長

国土交通省大臣官房 地方課公共工事契約指導室課長補佐
技術調査課長補佐
官庁営繕部計画課長補佐

「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」について

平成26年6月4日に公布され、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）第14条において、「発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる」ことが新たに規定されたところです。

今般、国土交通省では、平成25年11月に設置した「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」において、発注者の視点から「事業特性等に応じた入札契約方式」について審議を行ってきたところですが、本懇談会における議論等を踏まえ、改正法の基本理念の実現に資するため、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」を作成しましたので、送付します。

また、地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等を通じて、貴管内の地方公共団体等の発注機関に対しても、工事の発注に当たっては、本ガイドラインも参考にしつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択し、活用を図るよう周知方よろしくをお願いします。

なお、本ガイドラインは、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。以下「運用指針」という。）及び運用指針の解説資料において、入札契約方式の適用のあり方についてとりまとめることとしたガイドラインであることを申し添えます。

最近の公共事業の円滑な施工確保対策に関する通知(2/2)

予定価格の適正な設定について(H27.4.28付け 総務省、国交省)

総 行 行 第 8 6 号
国 土 入 企 第 1 号
平 成 2 7 年 4 月 2 8 日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各都道府県議会議長 殿
(議会事務局扱い)
各指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)
各指定都市議会議長 殿
(議会事務局扱い)

総 務 省 自 治 行 政 局 長

国 土 交 通 省 土 地 ・ 建 設 産 業 局 長

予定価格の適正な設定について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)第1条では、適正な金額での契約の締結を法の目的として明確化しており、そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要があります。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第7条第1項第1号では、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられているところです。

これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成26年9月30日閣議決定により変更)において、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこととされており、これらを踏まえ、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成26年10月22日付け総行第231号・国土入企第14号)により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控

除するいわゆる歩切りについては厳に行わないこと、予定価格の設定について必要に応じた見直しを行うことを要請したところです。

このため、各地方公共団体における公共工事の予定価格設定時の「歩切り」に関し、入札契約適正化法第19条第3項に基づく措置状況の公表に資するための調査を実施し、その結果を別紙のとおり取りまとめ、平成27年4月28日に公表しましたので、お送りします。

調査結果によれば、概ね全ての団体において「歩切り」の違法性及び定義等については理解しているところであり、約6割の団体が設計書金額と予定価格が同額となっていますが、約4割の団体では、設計書金額から減額して予定価格を決定している場合があるとしています。

減額理由としては、全体の約4分の1の団体で、慣例、自治体財政の健全化等のためと回答しており、このうち約3分の2の団体が「歩切り」の見直しを行う予定としています。

見直しを行う予定とした団体にあつては、着実に見直しを行うとともに、見直しを行うかどうか現時点では未定である、あるいは見直しを行う予定はないとした団体にあつては、入札契約適正化法等の趣旨を踏まえ、早期に見直しに向けた検討を行うよう、改めて、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、要請します。

今後、「見直しを行う予定はない」又は「未定」と回答した団体を中心に、その後の見直しの進捗状況について、本年夏頃を目途にフォローアップ調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、個別に理由等を聴取するなどにより改善を促進していくこととしています。さらに、これらの取組を踏まえてもなお、「歩切り」の撤廃に理解をいただけないなどの場合には、必要に応じて個別の発注者名を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

また、既に一部の県においては、地域発注者協議会等の発注者間の連携の場において、県内市町村間の申合せにより「歩切り」の撤廃が行われたところです。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。以下同じ)における「歩切り」の見直しに向けた取組について助言を行うなどの支援に努めていただくとともに、市区町村の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いいたします。

工事施工の円滑化4点セット

土木工事条件明示の手引き(案)

土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)

工事一時中止に係るガイドライン(案)

工事設計変更ガイドライン(案)

工事施工の円滑化4点セット（官民協働で円滑な事業執行を目指す）

活用のポイント

北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会

〈受注者〉

(一社)新潟県建設業協会
(一社)富山県建設業協会
(一社)石川県建設業協会
(一社)日本建設業連合会北陸支部
(一社)日本道路建設業協会北陸支部
(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部

〈発注者〉

新潟県 ・ 富山県
石川県 ・ 新潟市
東日本高速道路(株)新潟支社
中日本高速道路(株)金沢支社
北陸地方整備局

発注時

「条件明示の手引き(案)」

設計積算にあたって、工事内容に関する条件明示が必要な項目をチェックし明示を徹底する。

契約後

「設計図書の照査ガイドライン(案)」

工事着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と協議するなど照査や責任の範囲を明確化する。

施工中

「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」

受注者の責に帰することができない理由により施工できなくなった場合は発注者に中止指示義務があり、工期・金額の変更について適正な対応を行う。

変更契約

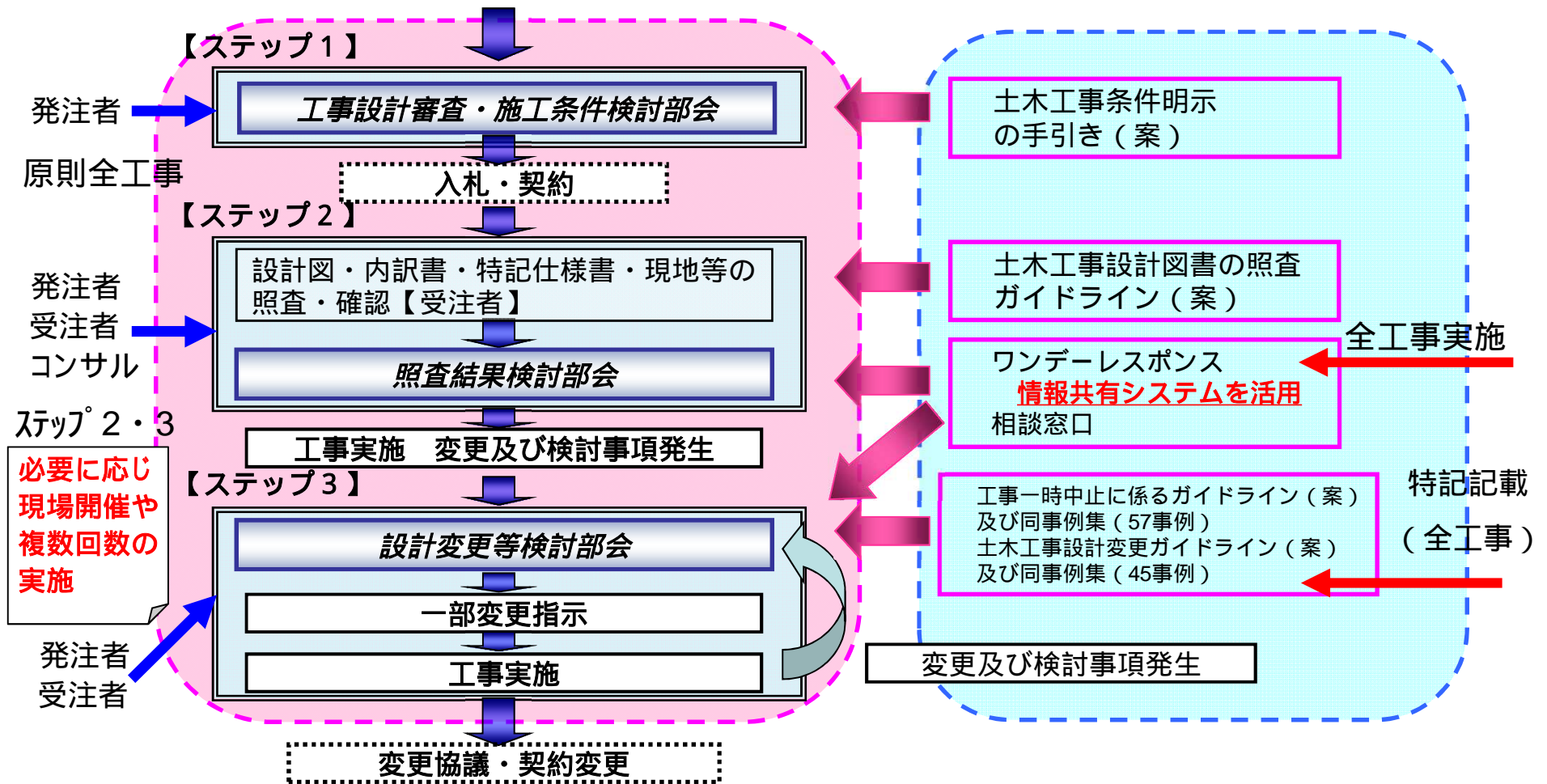
「工事設計変更ガイドライン(案)」

予め設計変更業務の改善を図るために、発注者、受注者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要があり、その課題と留意点を取りまとめた。

4セットを活用し、より一層の円滑な工事の執行を目指す

円滑な工事施工と設計変更の確実な実施（工事円滑化推進会議）

目的： 発注者・受注者のコミュニケーションの充実を
工事の円滑化4点セットの確実な活用



参加メンバー

発注者： 副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員

受注者： 現場代理人、監理技術者等

コンサル： 設計コンサル、地質コンサル等

注) 各部会は原則として、発注者が議事進行を行い、議事録を作成する

工事施工の円滑化4点セットのポイント (H27.5改定)

1. 改正された品確法における発注者の責務を追加

- ・4点セットの目的等のなかに、改正された品確法の発注者の責務となっている『適切な工期の設定』、『適切な設計変更等』について、その主旨を反映。

2. 最新の基準、仕様書等にあわせる等時点修正

- ・工事の一時中止の費用算定にあたり積算基準の改正に修正
- ・共通仕様書、各種基準等の語句の修正 等

3. 条件明示チェックシートの改良

- ・土木コンクリート二次製品の使用を検討したかどうかの項目を追加

4. 掲載されている表を見やすく改良

- ・照査ガイドライン及び設計変更ガイドラインの表

5. 各発注機関の使い勝手の向上のための改良

- ・各発注機関が用いている固有の語句について下線明示して修正を容易に。

三者会議 (= 工事連携会議)とは

1. 三者会議の目的

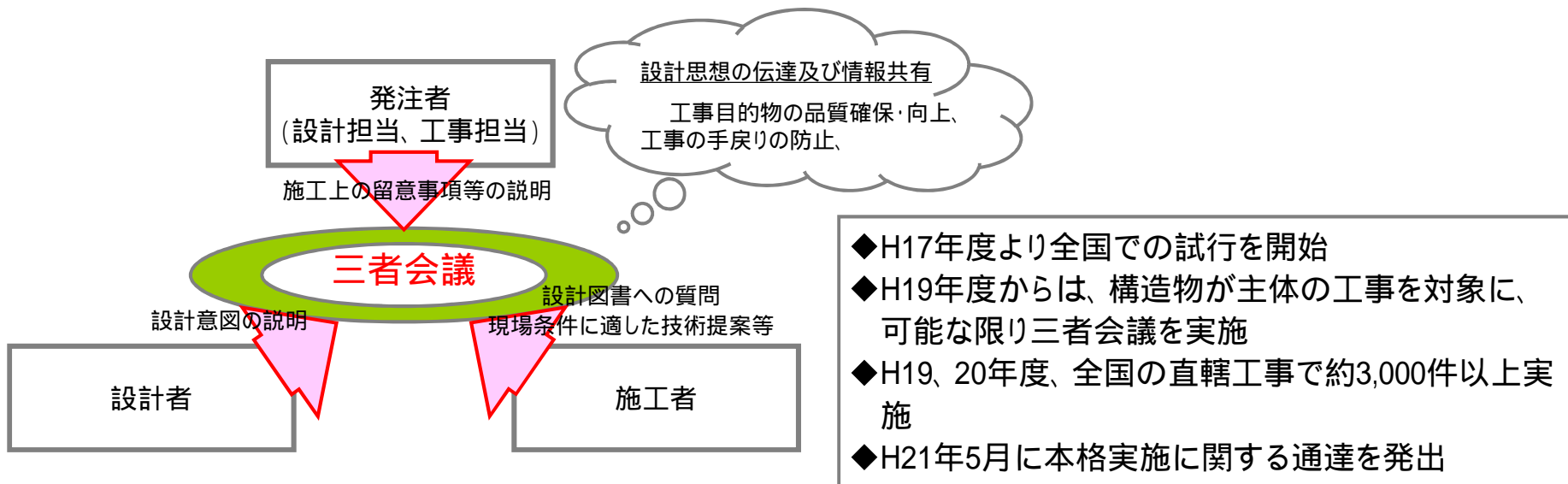
- ◆ 工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る。

2. 三者会議の概要

- ◆ 三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に開催するものとし、設計者(管理技術者等)、施工者(現場代理人等)及び発注者とし、発注者は設計、工事発注、工事監督の各担当の出席を基本とする。なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することも可能である。
会議では、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは現場条件に適した技術提案の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

3. 三者会議の活用が有効な工事

- ◆ 現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度である等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事。



「工事施工の円滑化4点セット」をスマートフォンやタブレットで見る手順

PDFビューワ機能を有するアプリをインストールしていない方はこちらをご確認下さい。

4点セットをスマートフォンやタブレットで見るとは、お手持ちの端末にPDFビューワ機能を有するアプリのインストールが必要です。

<PDFビューワ機能を有するアプリの例>

- ・ Adobe Reader (無料)
- ・ PDF Reader (無料)
- ・ Perfect Viewer PDF (無料) 他

すでに上記アプリをインストール済の端末では本作業は必要ありません。手順1にお進み下さい。また、端末のOS (アンドロイド、Windows、iOS等) によりインストール手順が違いますので、お手持ちの端末の取扱説明書等でアプリのインストール手順をご確認下さい。

例えば、アンドロイド端末でのアプリのインストール手順は以下のとおりです。

アンドロイド端末で「Playストア」へアクセス



検索バーにインストールしたいアプリ名を入力するか、「PDFビューワ」と入力して検索し、必要なアプリをタップ。
(画像は「Adobe Reader」の事例)



アプリをインストール



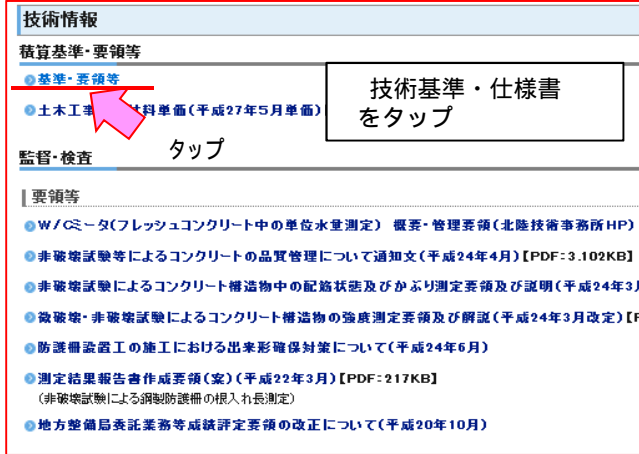
手順1. 北陸地方整備局HPへアクセス

北陸地方整備局のHPへアクセス

検索バーに「北陸地整」と入力して検索。

URL <http://www.hrr.mlit.go.jp>

「技術・建設産業」をクリック

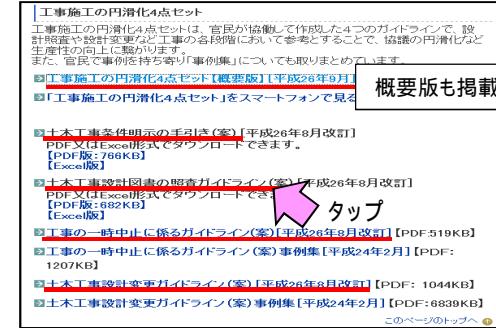


タップとは、指でタッチスクリーンを軽く1回たたくこと。

手順2. 4点セットの閲覧

> 工事施工の円滑化4点セット

見たい資料のPDF版をタップし、ダウンロードする。



ダウンロードした資料をPDFビューワ機能を有するアプリで開き閲覧。

